

# 経済産業省

令和5年10月4日

一般社団法人全国LPガス協会会長 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

危険物運搬車両に対する指導取締りについて（依頼）

令和5年9月29日付け警察庁丁保発第117号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受けて、別添2のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県及び指定都市の高圧ガス保安担当課室長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

高圧ガスに係る関係団体におかれましては、同通知の趣旨を御了知の上、今後とも法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。



警察庁丁保発第117号

令和5年9月29日

経済産業省 産業保安グループ

高压ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りについて（依頼）

危険物運搬車両については、一たび事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすことから、これを未然に防止することが重要であると考えています。

こうした考えの下、これまで例年11月を危険物運搬車両に対する指導取締りの実施期間として重点的に指導取締りを推進してきたところ、今後は全国一律の実施期間を定めるのではなく、関係機関が更に連携し、より実効的な指導取締りを地域の実情に応じて実施してまいりたいと考えていますので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、必要に応じて管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

なお、本件については、当庁から全都道府県警察に対しても同様の指示をしていることを申し添えます。

経済産業省

令和 5 年 1 0 月 4 日

別記 1・2 殿（各通）

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

危険物運搬車両に対する指導取締りについて（依頼）

令和 5 年 9 月 2 9 日付け警察庁丁保発第 1 1 7 号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りに関する協力依頼がありました。

各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県及び指定都市の高圧ガス保安担当課室等におかれましては、同通知の趣旨を御了知の上、今後とも危険物運搬車両に対する指導取締りへのご協力を賜りますよう、よろしく願います。

別記 1

北海道産業保安監督部長 殿  
関東東北産業保安監督部東北支部長 殿  
関東東北産業保安監督部長 殿  
中部近畿産業保安監督部長 殿  
中部近畿産業保安監督部近畿支部長 殿  
中国四国産業保安監督部長 殿  
中国四国産業保安監督部四国支部長 殿  
九州産業保安監督部長 殿  
那覇産業保安監督事務所長 殿

別記 2

北海道担当者 殿  
青森県担当者 殿  
岩手県担当者 殿  
宮城県担当者 殿  
秋田県担当者 殿  
山形県担当者 殿  
福島県担当者 殿  
茨城県担当者 殿  
栃木県担当者 殿  
群馬県担当者 殿  
埼玉県担当者 殿  
千葉県担当者 殿  
東京都担当者 殿  
神奈川県担当者 殿  
新潟県担当者 殿  
山梨県担当者 殿  
長野県担当者 殿  
静岡県担当者 殿  
愛知県担当者 殿  
岐阜県担当者 殿  
三重県担当者 殿  
富山県担当者 殿  
石川県担当者 殿  
福井県担当者 殿  
滋賀県担当者 殿  
京都府担当者 殿  
大阪府担当者 殿  
兵庫県担当者 殿  
奈良県担当者 殿  
和歌山県担当者 殿  
島根県担当者 殿  
鳥取県担当者 殿  
岡山県担当者 殿  
広島県担当者 殿

山口県担当者 殿  
徳島県担当者 殿  
香川県担当者 殿  
愛媛県担当者 殿  
高知県担当者 殿  
福岡県担当者 殿  
佐賀県担当者 殿  
長崎県担当者 殿  
熊本県担当者 殿  
大分県担当者 殿  
宮崎県担当者 殿  
鹿児島県担当者 殿  
沖縄県担当者 殿  
札幌市担当者 殿  
仙台市担当者 殿  
さいたま市担当者 殿  
千葉市担当者 殿  
横浜市担当者 殿  
川崎市担当者 殿  
相模原市担当者 殿  
新潟市担当者 殿  
静岡市担当者 殿  
浜松市担当者 殿  
名古屋市担当者 殿  
京都市担当者 殿  
大阪市担当者 殿  
堺市担当者 殿  
神戸市担当者 殿  
岡山市担当者 殿  
広島市担当者 殿  
福岡市担当者 殿  
北九州市担当者 殿  
熊本市担当者 殿